

農業委員会だより



INDEX

特集 がんばる農業者	2
TOPICS 制度の紹介	4
農家さん	6
お知らせ	8
農業委員の声	8

発行／豊田市農業委員会

TEL 0565-34-6639 FAX 0565-33-8149

Email : nousei@city.toyota.aichi.jp

企画／農業委員会だより編集委員会

「農のある暮らしの楽しさと喜び」の実践

住宅街の一角で家庭菜園を楽しまれるのは、前市長の鈴木公平さんです。2月退職後のわずかな期間に荒地同然であった旧宅跡地を開墾利用しての菜園です。周辺には取り除いた大小の石ころが山と積まれています。これほどまでの労苦を厭わないのは、在職中に好きな土いじりができなかった積年の思いが一気に溢れ出た感じがします。

私の理想は、「大地に根ざし、地域社会にとけこんで自然界と共にある暮らしを普及したい」（著書「折々のこと」より）と述べられ、市の農業施策に積極的に取り組まれていました。私人となられた今は、農のある暮らしを自らの生活で実践されている姿が、この笑顔の中にあります。定番のジャガイモ、ナス、トマト、ピーマン、トウモロコシを始め15種程を栽培。愛用のクワや、新調の耕耘機にもこだわりがあります。まだまだ1年生と謙遜されますが、農のある暮らしへの情熱と思いは、今後大きく結実していくことでしょう。（文・写真/横糸鈞委員）



野菜育苗65万本と米作 若い力で夢ある農業

●**麦畑に立つのは、大橋鋭誌さん**（36歳・中央）、川部健郎さん（37歳・左）、畦元翔太さん（24歳・右）です。大橋さんのもとで力を合わせ、夢ある農業を目指す三人です。通称で「大橋園芸」と呼ばれますが、親の代から農業として野菜苗の育苗をしていたことによるもので商店ではありません。稲作は転作分も含め三十鈴、育苗が約六十五万本の経営規模です。米は「あいちのかおり」を全作付の四割ほど栽培しています。農協ルートでなく、独自ブランド流通米としてこだわりをもった栽培品種です。肥料少な目、耕起を極力減らした大橋流です。転作の麦もパン作りに適した品種の栽培を導入する等の工夫をしています。

●**育苗経営の最大の転機は接木養生**装置を導入した九年前からだと言われます。それまでの育苗は温度、日照、湿度等の管理が難しく十萬本程度栽培するのが精一杯だったとのこと。特に接ぎ木苗は栽培難度が高く、台木と穂木の生長具合の調整と接ぎ木した苗の養生管理がポイントとのこと。 「ナエピット」はこの接ぎ木苗の養生と活着を自動的に管理できるようにした機械です。しかし、最初の年は苗の三割をダメにするなど簡単にはいきませんでした。数々の工夫を重ね、現在は約百八十種の野菜苗等を栽培、接ぎ木苗十五万本、実生苗五十万本までに



寿恵野小のピオトープ水田で田植えの指導。これから半年間、収穫までの面倒を見ながら農業の魅力を伝えます。

なっています。温室も三棟から九棟までに増えています。家庭菜園用苗は毎年新品种があるので研究を怠ることができないとのこと。販売も今年から契約栽培でなく、産直形式で農協を通じて販売する方法になり、経営者としての自己責任が高まった反面やりがいがあると胸をふくらませます。

●**簡単に言えば「夢のある農業」**を。したい。これが大橋さんのモットーでしょう。畦元さんが大学生としてのアルバイトを契機にそのままここに就職してしまっただけでもそうした夢を感じたからではないでしょうか。友人のフランス料理シェフ、近藤招宏さんと自己栽培農産物を利用したフランス料理店を開店したのもその夢の実現です。これからの農業は生産するだけでなく高付加価値を付けて活用する、これを自然体で行っているのが三人の若い農業者でしょう。
（佐藤家三男・横糸鈞委員）

■石楠集落営農組合

中山間地集落営農のモデル的存在になれば

●石楠町は松平地区にある巴川沿いの小さな山間集落です。戸数は全部で二十四戸しかありません。ここも高齢化や山間地ゆえの農作業の困難さが顕著になってきていました。全農地面積はわずか七・二ヘクタールときわめて少なく、水田に適した農地はさらに減ります。

現組合長の伊藤喜代司さんを中心に「地域の美田を荒廃させない。暮らしを少しでも豊かにしよう」と集落営農設立の気運が盛り上がりました。集落内で話し合いを進め、十八戸の農家が参加意思を示し、平成二十二年十月に設立となりました。現役員の岡田清さん、岡野文治さんはこの時まで退職前



石楠町の山間地水田を背景にして、左から会計の岡野文治さん、組合長の伊藤喜代司さん、副組合長の岡田清さんです。組合設立当時から中心になって活動を進めています。



完成したばかりの石楠すりセンターで、乾燥機の説明を受けている組合員の皆さん。

でしたが退職後を見越して積極的に参加をされたとのことでした。

●中山間地の集落営農形態は地域事情により大きく異なります。ここでは中山間地域等直接支払制度の交付金を活用することをメインにしました。特に小規模と高齢化集落支援の交付金が創設されたことは大きな動機となりました。高齢化加算を始め交付金の約半分が組合の収入に充てられます。また、市の補助金も重要な支援となっています。実はこうした山間地の営農組合では収入源として自らの売上金を確保することは困難だからです。会計報告では投資的設備費のための借入金も計上されているほどです。

●組合の最初の大きな事業目標は、「石楠すりセンター」の開設でした。今までは各農家が個別に縁故などを頼って作業委託をしていましたが、時期が集中することもあり不便さが募っていました。待望のすりセンターが完成したのは平成二十三年八月、この年のすり量は百八十五俵でした。生すりとはハザ掛けすりでは乾燥度が違いがあり、単価を変えています。基本料は六千円で、概算で生すりは一俵千八百三十円の事例が示されています。

●平成二十四年度からを組合の第二期事業としてさらなる取り組みの充実を計画しています。組合員の所有する農業機械の老朽化が目立ち、特にコンバインについては緊急性が高く本年度の共同購入を目指しています。農業物資の共同購入、農作業委託の円滑化、導入設備の効率化など実績に基づきより効果的な方法も実施していきます。

●組合の意識は高く、今後の課題として「農用地利用集積計画利用権設定は農地の集約化を進める手法として有効である。当組合が主導的に営農を行うためにも、利用権設定に積極的に取り組んでいく。」、また、「農産物（米・大豆など）の共同販売にも取り組んで、組合経営の多角化を目指す。」と言われます。

石楠集落営農組合は、小さな集落に生まれた力強い組合です。今後のさらなる発展と他地域の模範となることを期待します。（大橋鋭二横糸釣委員）

豊田農産物のブランド マークが誕生しました

豊田の豊かな自然でとれた優れた産品の魅力を広くPRし、その価値を改めて市民に身近なものとして理解してもらい、さらなる農業の振興と活性化を図るために、新しいシンボルマークを募集し、平成二十四年三月に誕生しました。



このブランドマークは、消費者にアピールできる特徴などの「売り」を豊田市農産物ブランド化推進協議会が承認した農産物に付けていきます。ブランドマークの活用をとおして、市内産農産物への興味と理解を喚起するとともに、ブランド力を高めていきます。

現在、「豊田農産物のブランドマー

ク」の活用を進める方を応援し、助成金の交付、ブランドマークシールの交付、法被の貸出しを行っています。詳しくは、市役所農政課（Tel 34-6640）へお尋ねください。

人・農地プランを作成します

市は集落や地域が抱える人と農地の問題解決を図るため、「人・農地プラン」を作成しています。

人・農地プランとは、地域における話し合いに基づいて①今後の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）はどこか、②中心となる経営体によろに農地を集めるか、③地域の農業のあり方（主要生産品目、経営の複合化、六次産業化など）を定めた計画のことを言います。

アンケートにより農家のみなさんから集めた意見や、十三の地域（挙母、高橋、上郷、高岡、猿投、石野、松平、藤岡、小原、足助、旭、稲武、下山）での話し合いをもとに、地域農業の「未来の設計図」として人・農地プランを作成していきます。

青年就農給付金を給付 します

今年度、国の新規事業として「青年就農給付金」が創設されました。四十五歳までに独立・就農した方に対し、年間百五十万円を給付します。

●青年就農給付金（経営開始型）

新規就農者の経営が安定するまでの間（最長五年間）を支援します。

給付の要件

- ① 独立・自営就農時の年齢が四十五歳未満であり農業経営者になることについて強い意欲を有していること
- ② 次の要件を満たして独立・自営就農していること
 - ・ 農地の所有権又は利用権を就農者本人が有していること
 - ・ 主要な農業機械・施設を就農者が所有又は借用していること
 - ・ 生産物を就農者本人の名義で出荷・取引すること
 - ・ 農産物等の売上げや経費の支出など、經常収支を就農者本人の名義の通帳及び帳簿で管理すること

- ③ 経営開始計画が、独立・自営就農五年後に農業で生計が成り立つものであること
- ④ 就農者が市が作成する「人・農地プラン」に地域の中心となる経営体に位置づけられること
- ⑤ 生活保護費等、生活費支給を目的とする国の他の給付金を受給していないこと

●青年就農給付金（準備型）

就農希望者が農業技術や経営ノウハウの習得のための研修に専念する間（最長二年間）を支援します。

給付の要件

- ① 就農予定時の年齢が四十五歳未満であり農業経営者になることについて強い意欲を有していること
- ② 独立・自営就農又は雇用就農を目

指すこと

- ③ 県が認定した研修機関・先進農家・先進農業法人で概ね一年以上研修を受ける計画であること
- ④ 常勤の雇用契約を締結していないこと
- ⑤ 生活保護費等、生活費支給を目的とする国の他の給付金を受給していないこと

なお、次のいずれかに該当した場合は、既に給付された給付金を返還しなければなりません。

- ① 適切な研修を行っていない場合
 - ② 研修終了後一年以内に独立・自営就農又は雇用就農しなかった場合
 - ③ 給付期間の一・五倍（最低二年間）の期間、独立・自営就農又は雇用就農を継続しない場合
- 詳しくは、市役所農政課（Tel 34-6639）へお尋ねください。

農業改良資金は日本公庫 が融資します

農業改良資金は、農産物加工や販売を始める場合、あるいは新たな作物や新技術の導入を図る場合など、農業者のチャレンジを支援する制度です。

対象者 認定農業者、主業農業者、認定就農者など

借入れの条件

- ① 年利率・無利子、② 利用期間十年以内（据置期間三年以内）③ 利用限度額…個人五千万円、法人一億五千万円
- 詳しくは、日本政策金融公庫名古屋支店農林水産事業（Tel 052-582-0745）へお尋ねください。

「農の雇用事業」の参加者を募集しています

全国農業会議所では、農業法人等が従業員を新たに雇用して、農業技術などの研修をする場合に、研修費用の一部を助成する「農の雇用事業」の参加者を募集しています。

助成内容 研修生一人当たり年間最大百二十万円を最長二年間

募集期間 平成二十四年十一月一日

～十二月十四日（第四回募集）

主な要件

- ①雇用保険、労災保険に加入すること
- ②税務署に給与支払い事務所等の開設届けを提出すること
- ③この事業と期間が重複する他の公的助成を受けていないこと
- ④研修生が農業法人等の代表者の三親等以内でないこと
- ⑤一週間の所定労働時間が三十五時間以上であること

豊田市の農業委員は次の皆さんです。

【平成24年度 敬称略・順不同】

地区	氏名	住所
挙母	光輪 龍雄	樹木町
	水野 勝彌	東梅坪町
	石川 範明	柿本町
	板倉 速雄	今町
	加藤 和男	樹木町
上郷	岡田 善明	福受町
	佐藤家三男	鷺鴨町
	成田 悟	敵部東町
高岡	清水 雅洋	永覚町
	都築 猶之	中町
	花井 靖雄	駒場町
	中野 政好	前林町
	杉本 久	上丘町
	安田 稔生	若林西町
	前田 文雄	西岡町
稲垣 壽男	花園町	
猿投	奥村八千子	荒井町
	赤川 学	加納町
	内田 道広	浄水町
	吉田 修次	上原町
	梅村 源次	藤沢町
	鈴木 正人	大畑町
	横桑 鈞	保見町
高橋	安藤 加代子	井上町
	鈴木 正幸	野見町
	梅田 仁一	平井町
	柴田 釦義	市木町
松平	今井 靖	百々町
	宇野 金造	中垣内町
	大橋 鋭二	松平町
藤岡	伊藤矢須子	岩倉町
	中村 正寿	西中山町
小原	山内 昭一	木瀬町
	尾形 戦一	永太郎町
	牛田 朝見	下仁木町
足助	土屋 鎬示	西細田町
	原田 鈔治	綾渡町
	高橋 鎮	下国谷町
	加納 一範	怒田沢町
下山	小林 学	四ツ松町
	鈴木 博	栃ノ沢町
	中根 清茂	花沢町
旭	荻野 正昭	黒坂町
	渡邊 実	万町町
稻武	近藤 清	余平町
	吉原 克己	黒田町
	塚田 光生	押山町

■農業委員に関するお問合せは
農業委員会事務局（TEL34-6639）

- ⑥研修生は農業経験五年以内で雇用期間の定めのない正規の従業員として雇用契約を締結していること
- ⑦研修生が過去に当該農業法人等の正規の従業員でなかったこと

申込み問合せは愛知県農業会議（TEL 052-962-2841）へお尋ねください。

ご存知ですか 相続税の納税猶予制度

農地を相続した人が引き続き農業を継続する場合、農地の価格のうち、農業投資価格（※）を超える相続税については、一定の要件のもとに一定期間納税を猶予し、その期間、農業経営が継続されたとき、相続税の納税を免除する制度です。

この制度の適用を受けるためには、申告期限内に農業委員会が発行する「相続税納税猶予適格者証明」などの必要書類を添えて税務署で手続が必要です。

※農地が恒久的に農業の用に供されるとした場合に通常成立すると認められる取引価格として国税局長等が決定した価格

納税猶予期限

納税猶予期限は次のうちいずれか早い日となります。

- ①農業相続人が死亡した日
- ②農業相続人が生前一括贈与をした日
- ③旧法七十条の六適用者は二十年間農業を継続した日

※納税猶予期限が到来するまでは、耕作を続けなければなりませんので、ご注意ください！耕作を継続できない場合、納税猶予期間が確定し、利子を加算の上、納税が必要になります。

納税猶予を受けるための要件

- 被相続人の要件
- ①死亡の日まで農業を営んでいた人
- ②生前一括贈与（贈与税納税猶予）をした人
- ③死亡の日まで特定貸付けを行っていた人

●農業相続人の要件

- ①相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後、引き続き農業経営を行う人
- ②生前一括贈与を受けた受贈者
- ③相続税の申告期限までに特定貸付けを行った人

農地を貸付けしても納税猶予制度は使えます

従来の制度では、自ら農業を行って受けなければ相続税納税猶予制度の適用を受けることができませんでしたが、平成二十一年十二月十五日から、市街化区域外の農地に限り、利用権設定等による農地の貸付けを行っている場合も制度が使えるようになりました。

また、同日前に相続税の納税猶予制度の適用を受けた人も相続人が死亡するまでの間、農地の貸付けを行った場合は納税猶予が継続されます。詳しくは農業委員会事務局（TEL34-6639）へお尋ねください。

霧山耕流会で収穫祭の準備始まる

足助地区霧山町の住民がおひさまコーン、紅あづま収穫祭に向けて、スイートコーンの苗二千本とサツマイモのつる五百本の植付けを行いました。七月下旬にはスイートコーンの収穫祭を行い、十月上旬には枝豆、紅あづま収穫祭が予定されています。

霧山耕流会の活動にご理解いただき、山里の住人とともに農作業に参加し、収穫祭を盛り上げていただける霧山耕流会の会員を募集しております。

(小林学委員)



収穫祭に向けて植付けを行っています。手作業で一つひとつ心をこめて育てるので、収穫の喜びもひとしおです。

田舎暮らしで自然薯栽培

「二年前、両親が実家へ戻るのをきっかけに、旭で農業を始めました。地域農業の活性化を目指して自分ができることをやっていきたいですね。」と話すのは旭地区の太田町に在住の高山太朗さん（31歳）です。

高山さんは太田町に来る前から農業に携わっており、ブドウ、サクランボ、イチゴ、メロン、スイカ等の栽培方法を、主に先進農家で働きながら勉強してきました。旭地区で就農するに当たって、これまでに携わった品目では他の産地と比べて不利であることや、旭地区の気候や風土にあったものをと考え、祖父が栽培していたことや地域のブランド品であることから自然薯の栽培を始めました。現在は優良種苗の「夢とろろ」を主体として、日々、試行錯誤を繰り返しながら栽培に取り組んでいます。

(渡邊実委員)



「夢とろろ」は稲武の農業総合試験場で誕生した豊田市ブランドのひとつです。秋の収穫が待ちどおしい。

稲武の山里の農家レストラン

稲武地区の夏焼町、国道百五十三号線沿いに農家レストラン「山里Cyate（ちゃふえ）」があります。

道沿いには特に目立った看板もなく、思わず通り過ぎてしまいうなたずまいですが、ひとたびお店の中に入ると昭和の時代にタイムスリップしたような感覚に陥ります。

山里Cyateを経営されているのは可児和義さんと仁熊信子さんです。山里Cyateでは、お二人が栽培した新鮮な野菜や、地元の川でとれた川魚など、旬の食材をお客さんに提供しています。



レトロな雰囲気が漂う店内。趣き深い家具や品物が並んでいます。



稲武産ミネアサヒを100%使用したシフォンケーキです。

山里Cyateではお店での飲食のほか、季節ごとにいろいろな体験イベントを企画しています。田植えから収穫までを体験する米作り体験や、ニワトリを絞め、食べることで命を知り、命のありがたさを知る「命をいただく」など。山里の暮らしに触れ、自然の大切さ、農業のありがたさを学ぶことができます。また、今年三月には、どんぐりの里いなぶの近くに地元稲武産ミネアサヒの米粉を100%使用した米粉シフォンケーキの店「アトリ」をオープンしました。小麦を使用していないため、小麦アレルギーの方にも安心して食べていただけるそうです。ぜひ一度ご賞味してみたいかがでしょうか。

お問合せは菜園れすとらん山里Cyate（ちゃふえ）（83-3003）まで

(渡邊実委員)

霧の山里でキノコ栽培

小原の山間、西細田町にひっそりとたたずむ百坪程の施設の中で、キノコたちが静かに栽培されています。

きの子園を営むのは中垣義司さんと奥さんの美幸さんです。中垣さんは小原の地に生まれ育ち、一時、名古屋市内で就職をしましたが、「地元に戻って農業をやりたい。」という思いから二十年前に一念発起しキノコ栽培という未知の世界にチャレンジをしました。キノコ栽培に当たって長野県のキノコ農家で研修を受けましたが、小原の地に適した生育環境を整えるまでに二〜三年の年月を費やしたそうです。

現在、マイタケを主として、シメジやナメコの栽培を行っています。その栽培方法は、①洗浄したビンに、水分調整を施したおが粉などを詰めて菌床を作り、②雑菌の加熱殺菌を施した



菌床を確認する中垣さん。温度と湿度の管理、雑菌の混入防止に気を使っているそうです。

後、③キノコ菌の種付けを行い、④第一培養、第二培養と二度の培養処理を行った後、④芽出室での最終培養と、種付けから約四十五日前後で収穫をすることが出来ます。収穫後の菌床は処理を施し、近隣農家に肥料として再利用していただいているそうです。



中垣きの子園自慢のキノコ。風味豊かでヘルシーなのが特徴。ぜひ、一度ご賞味ください。

マイタケは、ビタミンやミネラル、食物繊維を多く含む栄養豊かな食材です。特に食物繊維を構成するβグルカンが身体の免疫力を高める効果があるとの研究がなされており、健康食品としても多く流通しています。

中垣さんは、輸入原料を使用せず、徹底的に国産の原料にこだわってキノコを作っています。また、収穫量を増やす増収剤やそのほかの農薬も一切使用していないため、体に良く、安心して食べていただくことができます。これから秋、冬に向けて、旬を迎えます。ぜひ、その香りと味を試してみたいかがでしょうか。お問合せは、中垣きの子園（65—1227）まで

（土屋錦示委員）



紅く澄んだ下山紅茶。まずはストレートでお召し上がりください。

新しい魅力「下山紅茶」

下山地区といえば、名産品の一つに「お茶」があります。その歴史は、昭和四十年代にさかのぼり、実に五十年近くの歴史と伝統を誇ります。

田平沢町の藤澤鉦治さんは、お茶農家の二代目として、現在、約五反の茶畑の経営を行っています。「有機栽培」にこだわり、農薬や化学肥料を一切使わず、手間をかけて栽培をしています。

藤澤さんは下山茶の新しい魅力を引き出すべく、四年ほど前から「紅茶」の生産に取り組んでいます。当初は年間十〜二十kgの生産量でしたが、今では二百kgにまで増えました。

前茶と紅茶では茶葉の種類が異なるのかと思いきや、茶葉そのものは同じ。

それぞれ製法が異なるのだそうです。茶葉を完全発酵させ乾燥すると紅茶、発酵させずに乾燥すると煎茶、半発酵させたものが烏龍茶となります。下山紅茶のおいしいいただき方を藤澤さんに聞いたところ、「普通の急須にお茶と湯を入れ、ふたをして一分三十秒待つ。それをカップに注ぎ、まずはストレートで香りと味を楽しんでほしい。」とのこと。

今年の六月には市内のホテルとのコラボレーションにより、下山茶をふんだんに使用した「下山茶フランス料理」のフルコースがふるまわれ、お客さんたちの舌をうならせたそうです。藤澤さんは、「今後も機会があれば下山茶の魅力をたくさんの人に伝えていきたい。」と胸を膨らませます。

（小林学委員）



アルミパックでしっかりと香りとおいしさを閉じ込めました。

お知らせ

記入は正確に

農地基本台帳調査

毎年、八月一日付で「農地基本台帳」の調査を行っています。皆様のご協力をお願いします。

■農地の利用状況は必ずご記入を

調査票に打ち出されている各農地の「利用状況」欄は、「水田」「普通畑」「耕作放棄」など、必ず現在の利用状況をご記入ください。調査票をご提出いただかないと、農家証明が出なかったり、農地を取得しよ

うとしても経営面積が不足したりすることになります。ご記入は、記入例を参考にさせていただき、正確にお願いします。

■貸付希望農地を調査します

豊田市では「農地バンク制度」により農地のあつせんを行っています。

農地基本台帳の調査に合わせて貸付希望農地の調査を行い、お寄せいただいた情報をもとに、担い手農家や新規に就農を希望される人にあつせんさせていただきます。

趣旨にご理解をいただける方は、ぜひご協力をお願いします。

■問合せ 豊田市農業委員会事務局
(TEL 34-6639)

農業委員の声



農業委員会では、毎年、遊休農地の調査を行っています。各農業委員が担当地区内の農地を見回り、耕作放棄されていないか、許可を受けずに駐車場などに転用されていないかなどを確認しています。

調査をする中で担い手がなく、雑草や雑木が茂る農地を見ると、「早く手を打たなければ!」という急迫の思いにかられます。

市農業委員会では、所有者が管理できなくなった農地を新規就農希望者や担い手にあつせんする「農地バンク制度」を展開しております。農地の管理でお困りの方は、ぜひ「農地バンク制度」をご利用いただき、農地の有効利用にご協力ください。(農業委員長 光輪龍雄)

情報満載の農業者向け

全国農業新聞

全国農業新聞は、毎週金曜日発刊の新聞で農業の話題などが掲載されています。毎日読むのは大変、一か



全国農業新聞は情報満載

月だと遅いと思われる皆さんにぴったりの新聞です。全国農業新聞の特徴は次のとおりです。

- ①分かりやすい農業・農政の解説
- ②みんな知りたい経営・流通の最新情報が満載
- ③くらしと地域に活力を
- ④女性の元気を応援
- ⑤文字が大きく読みやすい

■購読料 月六百元

■申込み 豊田市農業委員会事務局
(TEL 34-6639)

老後の生活をサポート！ 農業者年金

農業者の皆さんに将来の安心をお届けする農業者年金にご加入されていますか？ 農業者年金は、加入者・受給者数に左右されにくい積み立て方式(確定拠出型)の公的年金です。貯金する感覚で加入でき、税制

面のメリットもあります。

■加入できる人 ①六十歳未満 ②

国民年金第一号被保険者 ③年間六十日以上農業に従事している人 以上の要件を満たす人

※配偶者や後継者等も加入できます。

■保険料 月二万円～六万七千円の間の千円単位で自由に保険料が選べ、六十歳になる前月まで積み立てられます。加入・脱退も気軽にできます。

■そのほか 認定農業者等は助成があります。また、保険料は社会保険料控除の対象にもなります。

■お申込み・問合せ 豊田市農業委員会事務局(TEL 34-6639)またはあいち豊田農協(TEL 31-2326)

編集後記

今年も農業委員会だよりをここに発行することができました。

今号は、「農業の楽しさと大切さ」を伝えることをテーマとして記事の収集に取り組み、遂には鈴木公平前市長にもご協力いただく運びとなりました。紹介させていただいた他の農家のみなさんについても、それぞれに工夫と研究をしておられ、魅力ある農業を目指して奮闘する姿勢に感銘を受けました。

これからの農業の魅力発信に努めてまいりますので、耳寄りな情報がありましたら、ぜひ農業委員会事務局までお知らせください。

(編集委員長 都築猶之)